



(電子メール施行)  
建指第 1451 号-5  
平成 30 年 8 月 21 日

関係団体代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

「特定工程及び特定工程後の工程の指定」に係る兵庫県告示の改正  
について (通知)

標記のことについて、別紙のとおり平成30年8月21日付け兵庫県公報に告示し、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の対象となる建築物から法第85条第6項に規定されることとなる仮設興行場等を除外することとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体所属の会員等の関係者の皆様への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、標記の改正は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号。以下「改正法」という。)附則第1条第2号に定める日から施行することとしていますが、「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」は、公布されていないこと及び改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、平成30年9月下旬に予定されていることに御注意ください。



問い合わせ先 : 兵庫県県土整備部住宅建築局  
建築指導課建築指導班  
担当 : 高橋

Tel : (078)341-7711 (内線)4717

Fax : (078)362-4455